



# 仙台市指定給水装置工事事業者の違反行為 に係る指導・処分について

(直近2カ年の対応実績)

仙台市給水部給水装置課

## I. 直近2カ年度（R4, R5）の違反内容別指導・処分事業者数

違反内容	事業者数
①未しゅん工・未検査	12者
②道路等の無許可工事	2者
③無断通水・メーター不正使用	4者
④その他	2者

## ①未しゅん工・未検査

### 【違反内容】

管理者の承認を受けた工法，工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。

仙台市の給水区域内における給水装置工事では，依然として「未しゅん工・未検査」の物件が多く見受けられる。その中には，しゅん工予定日から数年経過している物件もあり，お客様としゅん工に係る調整がうまくいかず，トラブルに発展するケースもある。

⇒しゅん工までを見据えた適切な工程管理が必要。また，工事に係る疑義や工事に支障のする事象がある場合等は，（公財）水道サービス公社や水道局へ事前に相談をしてください。

## ②道路等の無許可工事

### 【違反内容】

道路掘削許可・使用許可を受けずに工事を施行したとき。

事前の調査不足により許可申請が欠落するケースが多い。無許可の状況において事故等が発生した場合は、様々な面で多大な影響がでることが予測される。

⇒工事前の徹底した事前調査が重要です。無許可による工事は許されません。特に工期が切迫している工事等では、手落ちが生じがちです。確実な事前調査の実施を心掛けてください。

### ③無断通水・メーター不正使用

#### 【違反内容】

無断通水・メーターの不正使用をしたとき。

水道メーターが未設置にもかかわらず、穴あけ加工をした止水管を使用し無断通水をしていたケースや、誤って隣接地のメーターを移動してしまったケース等があった。

⇒重大な法令違反であることを認識していただき、これらの行為はしないでください。また、更地等で工事をする際は、工事箇所を間違わないよう、確実な調査をお願いします。

## Ⅱ. 違反行為に係る留意事項

- (1) 違反行為は、行政指導（指導・警告）や行政処分（指定停止・取消し）の対象となります。
- (2) 違反行為をして、指導・処分を受けた場合は2年間前歴有として取り扱います。（当該期間内に、再度違反行為をした場合は、前歴が無い場合より重い処分等を行います。）

水道局では、違反行為に対して今後も厳正な対応をしていきます。違反行為のないよう、**適正な給水装置工事の確保**をお願いします。